

令和7年第4回（12月）

三郷町議会定例会

議案書

三郷町

三郷町告示第35号

令和7年第4回（12月）三郷町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年11月25日

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 日 時 令和7年12月4日（木）

午前9時30分

2. 場 所 三郷町議場

令和7年第4回（12月）三郷町議会定例会議案等一覧表

議案番号	件 名	頁
議案第63号	令和7年度三郷町一般会計補正予算（第5号）	-
議案第64号	令和7年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	-
議案第65号	令和7年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）	-
議案第66号	令和7年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	-
議案第67号	令和7年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）	-
議案第68号	三郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1
議案第69号	三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	3
議案第70号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	5
議案第71号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	7
議案第72号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	9
議案第73号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	17
議案第74号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について	19
議案第75号	三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	23
議案第76号	三郷町延長保育に関する条例の一部改正について	25
議案第77号	三郷町立図書館条例の一部改正について	27
議案第78号	三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東1工区）受託変更契約の締結について	30
議案第79号	令和5年度近鉄跨線橋（勢野東）補修工事施行委託変更協定の締結について	32
議案第80号	三郷町営火葬場の指定管理者の指定について	33
議案第81号	三郷町営墓園及び三郷町営竜の子会館の指定管理者の指定について	34

報告事項 報告第11号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	35
----------------	-------------------------	----

議案第 68 号

三郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

三郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 前条に規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 69 号

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月三郷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

(三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当に関する適用期日及びその内払)

2 第1条の規定による改正後の三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用し、その適用においては、この条例による改正前の三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 70 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改
正するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三郷村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には177.5」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当に関する適用期日及びその内払)

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、令和7年12月1日から適用し、その適用においては、この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 71 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
改正について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改
正するものとする。

令和 7 年 1 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和43年1月三郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当に関する適用期日及びその内払)

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項の規定は、令和7年12月1日から適用し、その適用においては、この条例による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 72 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年9月三郷村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第15条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第16条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600

勤務職 員以外 の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600

30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	

57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		

84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					

111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 66,400円を超えない範囲内で自動車等の
使用距離の区分に応じて町長が規則で定める額

第15条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支
給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、同条
第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の

「127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。（給与の内払）
- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

議案第 73 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年12月三郷町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第74号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月4日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月
三郷村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

特別職が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。

第9条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 特別職の職員に支給する宿泊費の額は、別表第2に定める額を上限とした実
費額とし、宿泊手当の額は、1夜につき2,400円とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

区分	宿泊費（1夜につき）
埼玉県、東京都及び京都府	27,000円
福岡県	25,000円
千葉県	24,000円
神奈川県及び新潟県	22,000円
香川県	21,000円
熊本県	20,000円
北海道、岐阜県、大阪府及び広島県	18,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県及び鹿児島県	17,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、 愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県 、佐賀県、長崎県、大分県及び沖縄県	15,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、 岡山県、徳島県及び愛媛県	14,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県及び島根県	13,000円
福島県、鳥取県及び山口県	11,000円

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月三郷村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 特別職の職員に支給する宿泊費及び宿泊手当の額については、三郷町職員の旅費に関する条例（昭和43年3月三郷町条例第10号）第15条及び第17条の規定を適用する。

別表第1の7の項中「10, 600円」を「12, 200円」に改め、同表の8の項中「11, 100円」を「12, 800円」に、「12, 600円」を「14, 500円」に、「10, 600円」を「12, 200円」に改め、同表の9の項中「9, 500円」を「10, 900円」に、「10, 700円」を「12, 400円」に、「8, 800円」を「10, 100円」に改める。

別表第2を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和43年三郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 教育長に支給する宿泊手当及び宿泊費の額については、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三郷村条例第8号）第9条第2項の規定を適用する。

別表を削る。

(三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第4条 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月三郷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 議員に支給する鉄道賃及び船賃については、町長、副町長及び教育長相当額とし、宿泊手当及び宿泊費の額については、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三郷村条例第8号）第9条第2項の規定を適用する。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の改正規定は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 75 号

三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年12月三郷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 76 号

三郷町延長保育に関する条例の一部改正について

三郷町延長保育に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町延長保育に関する条例の一部を改正する条例

三郷町延長保育に関する条例（平成18年3月三郷町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 延長保育 保育標準時間延長保育及び保育短時間延長保育をいう。
- (2) 保育標準時間 三郷町保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成26年12月三郷町規則第7号。以下「認定規則」という。）第3条第1項第1号に規定する「保育標準時間」をいう。
- (3) 保育短時間 認定規則第3条第1項第2号に規定する「保育短時間」をいう。
- (4) 保育標準時間延長保育 午後6時30分から午後8時までの間に行う保育をいう。
- (5) 保育短時間延長保育 午後4時30分から午後6時30分までの間に行う保育（保育必要量の範囲内に行う保育を除く。）をいう。

第4条第1項を次のように改める。

（延長保育料の徴収等）

第4条 町長は、前条の規定により延長保育の利用の承諾を受けた保護者から、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める延長保育に要する費用（以下「延長保育料」という。）を徴収する。

- (1) 保育標準時間延長保育 日額300円
- (2) 保育短時間延長保育 日額200円

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同日以降の延長保育から適用する。

議案第 77 号

三郷町立図書館条例の一部改正について

三郷町立図書館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町立図書館条例の一部を改正する条例

三郷町立図書館条例（平成9年9月三郷町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

使用時間 使用施設	午前	午後	全日	摘要
	9:30~12 :00	13:00~1 6:30	9:30~16 :30	
視聴覚室	2,500	3,500	6,000	機器の使用は含まない
会議室1	1,150	1,610	2,760	〃
会議室2	1,750	2,450	4,200	〃
会議室3	1,150	1,610	2,760	〃

使用時間 使用備品	午前	午後	全日	単位	摘要
	9:30~12 :00	13:00~1 6:30	9:30~16 :30		
演台	500	500	1,000	一式	
拡声装置	1,050	1,050	2,100	一式	
マイク	200	200	400	1本	ワイヤレスも同額
マイクスタンド	100	100	200	1本	
ビデオ プロジェクター	2,100	2,100	4,200	一式	スクリーン・拡声装置の使用含む
O・H・P オーバーヘッドプロジェクター	2,100	2,100	4,200	一式	スクリーンの使用含む
照明装置	1,570	1,570	3,140	一式	

仮設電源	2, 100	2, 100	4, 200	一式	
電子ピアノ	2, 100	2, 100	4, 200	一式	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第78号

三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東1工区）受託変更契約の締結について

下記のとおり受託変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

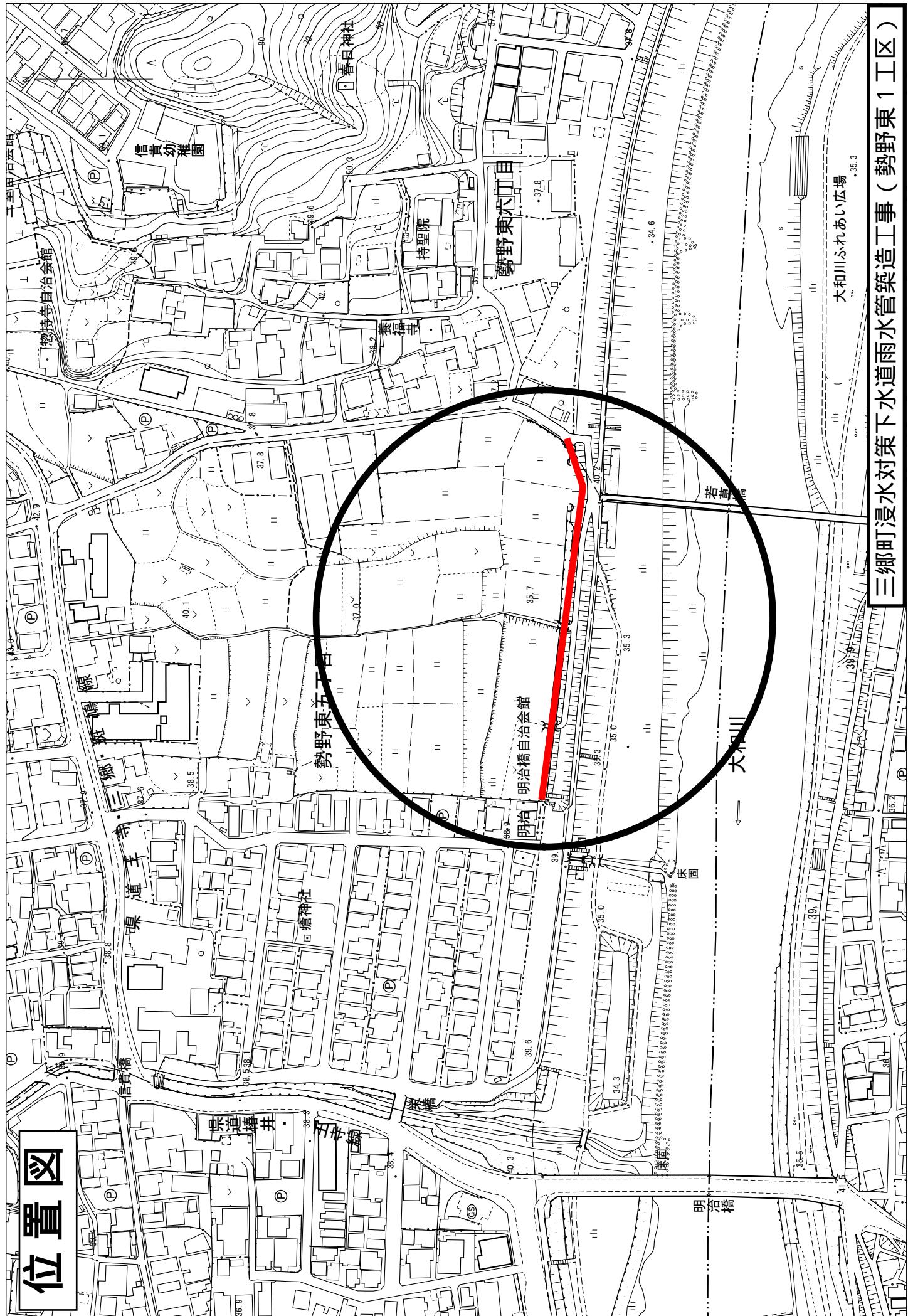
令和7年12月4日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 変更の内容 現在契約金額 205, 296, 300円に
42, 018, 700円増額し
変更契約金額 247, 315, 200円とする。
2. 契約の相手方 大阪市中央区大手前3丁目1—41
契約担当官 近畿地方整備局長 齋藤 博之

四
置
位



議案第79号

令和5年度近鉄跨線橋(勢野東)補修工事施行委託変更協定の
締結について

下記のとおり受託変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 変更内容 現在契約金額 182, 471, 880円から
71, 239, 646円減額し
変更契約金額 111, 232, 234円とする。
2. 契約の相手方 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
鉄道本部 大阪統括部長 高浦 仁史

議案第80号

三郷町営火葬場の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

施設の名称	指定する団体	指定の期間
三郷町営竜の子斎場	生駒郡三郷町立野南2丁目25番1号 一般財団法人竜の子靈園	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第81号

三郷町営墓園及び三郷町営竜の子会館の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

施設の名称	指定する団体	指定の期間
三郷町営竜の子墓園	生駒郡三郷町立野南2丁目25番1号	令和8年4月1日から
三郷町営竜の子会館	一般財団法人竜の子靈園	令和18年3月31日まで

報告第 11 号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 7 年 12 月 4 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 事 件 公用車と自動車の接触事故
2. 損害賠償額 423,861 円
3. 事故発生日 令和 7 年 6 月 18 日
4. 備 考 詳細は委員会資料に記載